

第5章

タイにおける政党政治の成立

1944~1947

はじめに

筆者はかつて「タイ国の立憲体制初期における軍部と民主主義」⁽¹⁾と題した論文において1932年の立憲革命以後10数年間の無政党期における政党結成をめぐる様々の議論を紹介した。また、「タイにおける政治体制の周期的転換」⁽²⁾と題した論文においては、ほぼ今日までをカバーしてタイ政治における政党と軍との関係を軍の政治介入の度合によって段階を分けて説明した。

本稿は前者の論文のあとに続く時期、すなわちタイで初めて複数の議会政党が成立し、議院内閣制をとる憲法の下で国会で多数派を握る政党が政権を獲得できるようになった時期を対象としている。この時期は後者の論文によって示したように軍の政治介入によって長くは続かなかったものの、タイの政党政治の出発点として重要であるばかりか、その後に断続的に現われる政党政治の雛形をつくった時期としても重要である。なかでも政党政治出発の当初よりみられた多数の小党の分立とその間の離合集散は、今日まで終ることなく繰り返されているタイ政党政治の一大特徴である。

本稿では、1944年11月における国会での政党法案審議からはじめ、終戦後における諸政党の結成、政党単位の選挙とその結果生じた激しい政党間の政争をみていきたい。

第1節 1944年政党法案

1944年7月末、ヒブーン内閣は国会でたて続けに法案を否決され総辞職におこまれた。そのあとをうけて成立したクアン・アパイウォン内閣は8月3日の所信表明で戦時にも拘わらず、軍事関係にかかわること以外は自政権に対する批判も含めて言論の自由を保証した。クアンは自らを真の民主主義者³⁾であると自認し、世論を重視した。クアンのこのような政治スタイルは前政権の独裁的傾向とは全く正反対のものであった。

しかしクアンの政治的自由化も従来の無党政治の時代から直ちに政党結成の自由に道を開くほどのものではなかった。

公然と政党を結成し活動するためには大きな障害が存在していた。それは、1932年の立憲革命後の10数年の政治史の中で政党法が存在しなければ政党は結成できないという考え方が政府にも国会議員の中にも確立していたからである。

1935年1月31日にタイ国会で初めて政党法問題が議論された。この時、パホン政府は32年立憲革命を経て民主主義理念に基づく統治体制になったので政党は原則的には否定できない、しかし、憲法第14条に規定する政治結社の自由は法律の限度内においてという制限がある、故に政党を規制する法律が制定されるまでは政党は認められないという態度を示した。しかもパホン政府の見解は今では政党法を制定するには時期尚早であるというものであった⁴⁾。

政党が政府に公認されるためには政党法の制定が必要条件である、しかし未だ政党法制定の時機ではないという見解をとる限り、許可なく政党を結成することは国家反逆罪などの重罪を構成する可能性をもつことになる。そのため政党を結成しようとする議員は議員立法によってまず政党法を制定することに力を注ぐことになった。

議員による政党法案の提案は、1935年2月19日と23日の両日において国会で審議されたユーキアン議員提出の法案を皮切りとし、続いて39年7月22日

にはティアン議員の提出した政党法案が審議された。しかしともに国会議員の半数を占める任命議員を握る政府の反対によって成立しなかった。

クアン政権下の自由な雰囲気の中で1944年11月30日の国会は、ウタイターニー県選出のプレイヤー・ウィットゥンタムピネート議員提出の政党法案を審議した。この政党法案は32年立憲革命後3度目の政党法案である。

彼の提案理由はそれまでの無党制下の政治状況、とりわけピブーン政権の独裁的政治を批判し、形式上は日本との軍事同盟が継続している中で、日タイ共通の敵国である米国の民主的政治システムを賞讃するものであった。

米国留学経験をもち、かつて法制局長の地位にあったことのある彼の政党論は、政府に与しない国会議員たちの代表的見解といえる。以下、彼の提案理由を詳細にみてみよう。

「世論で全てを決するという民主主義体制の統治、すなわち人民代表議会と政府は人民のものであり人民により人民のために存在するという統治は全世界の文明人が好むものであるしタイ人一般も好むものである。というのは民主主義体制の統治は国家を繁栄させ人民に豊かな幸福を与え、完全な自由、すなわち言論、表現、職業の自由を享受させる。もし民主主義体制が真に実現すれば、我々は上述の果実を得るのである。これは民主主義ではない体制とは大ちがいである。タイ国は民主主義的統治方法を堅持することに合意している。しかしこの種の統治を本当に実現するためには、その基礎的原則となる憲法およびその実行の手段たる政党という二者が不可欠である。もしどちらかが欠ければ民主主義統治の成果を得ることはできない。たとえば憲法だけあって政党の存在を許容しないならば寡頭制的なもの、すなわち、最高権力は1人の人か一つの閣のみが有するという種類の統治と何ら変わるところはないのである。こういう体制は人民の意思による統治とはいえないのである。

私は立憲革命を起した志士は真に民主主義体制を実現する希望をもって革命を起こされたこと、本当にそのような決意をもっておられたことを疑わない。私はそう信じている。志士の諸氏は国家への善意から革命を実行された

のである。しかし現在我々は未だ憲法のみしか有せず、政党結成は未だ認めていない。政党は未だに結成することができない状態である。我々は民主主義の実行のための手段たる政党を欠いているのである。政党は政府とか権力者に敵対する組織ではない。政府も自らを支援する政党を少なくとも一つ、あるいは二～三もつのは当然である。政府に加わらぬ政党は、政府が民主的方向にそって注意深く行政をするように政府に反論し政府に警告を与える。これは全人民が真に民主的統治を享受するために重要な方法である⁶⁾。

このように彼の議論は1932年立憲革命によってタイの国是となったはずの民主主義体制においては、政党は不可欠のものであり、かつ政党は複数存在しなければならず与野党に分れて各々の役割を担わなければならないというもので、西欧型議会制民主主義論の教科書どおりであった。

さらに続けて、立憲革命後12年間にわたるタイの無党制政治の現実を次のように批判する。

「ここで政党が存在することの利益、その中でもとくに国会に関しての主要な利益について述べてみよう。民主主義を促進する上での利益は言うまでもない。議会における演説に限ってみただけでも利益はきわめて大きい。というのはもし政党が存在しておれば議会演説で論議する前に政党内で協議し論点を選び、最も重要な理由原因を選んでおいてから議会で議論できるのである。だから最も適切な理由原因を挙げ、十分証拠のそろった理由原因を挙げて議論できるのである。收拾のつかない拡散した議論となることはない。こうすれば議論に無駄な時間を要せず議会の判断のために詳細で適切な事実を提供することができ、そのため判断も深いものとなる。これは議員が1人ひとり思い思いに長々と演説したのち採決を採るという現行のやり方、その結果世論と民主主義の原則とは合致していないと決めこんでしまう現行のやり方よりははるかによい。

政党を欠き憲法だけは存在する統治は、職工は一所懸命に造ったが目的地をめざして進行するためのエンジンと舵を欠いた船に等しい。目的地である民主主義は権力者によってそのなすがままに変化する。これは我々がこの12

年間経験してきたことである。それがどんなものであったか諸氏は十分御存知のはずだ。建設を開始した我々の民主主義は今にも粉々に砕けそうになったのではないか⁽⁶⁾」。

彼は政党が存在しないことによって12年間のタイ政治が人民党閥という立憲革命を起こしそれ以後権力を独占してきた政権閥のなすがまとなり、人民党閥が常用する民主主義シンボルは実際は何ら実現していないことを主張したのである。彼は民主主義制度はタイにとっては輸入品であり輸入するならその構成要素を全てワンセットにして輸入すべきであるとして次のように主張した。

「皆様も御存知のとおりこの世界中の国の中で民主主義国を自称していながら政党が存在しないという国は一つもないのです。国家の統治方法にはいくつもの種類がありますが、我国は民主主義的統治にしようとする確固たる決意をしたではありませんか。民主主義体制というのは我国内で生まれたのではなく外国生まれのものです。これらの外国は大国で、我々が否定することのできない統治体制をもっている。それにこれらの国は栄えている。だから民主主義は優れた方法であるといえるのです。人民による人民のための政治がどうして悪い結果を生むことがありますでしょうか。これが優れてかつ真によき成果を生み出しましたから我々はそのような方法を採用することにしましたのです。そこで全ての面で民主的な憲法を受け入れたのです。我々が良いと思った外国製のものを実施するときはその一部だけを採用することはできないのです。世界の良き習慣には全て従わねばなりません。良きものに従うことは悪いことではありません。我々は民主主義であることに合意したのです。外国のものに半分ぐらいしか従わずどうしてその名前を称することができましょう。我々は外国のものと全く同様にするように最大の努力をしなければならない。民主主義と記されたものをモデルにしてしかしその運用を異なったやり方でやるのなら誰も我々が民主主義国であるとは見なさないでしょう。我々は民主主義を行動で示さなければなりません。公然と発表はしていなくても民主主義であり民主的行為をなすならば世界の国は民主主義であると公言しその

看板だけは下げている場合よりも我々に敬意を払うでしょう。つまり民主主義の実行方法が最重要なのです。我々が外国から物を輸入し、たとえば銃を輸入してその使い方を知らなければそれは単なる木片にすぎません。故に我々が民主主義の統治を採っているのであるならば私は諸氏に実行の手段として政党が存在すべきであることを願う。

現政府は人民に寛大さを示しているので、好機会とみて政党法を提案したのです。……憲法があるだけなら民主主義は40パーセントにすぎない。未だ100パーセントではない。憲法は基礎的原則的法律にすぎないから。もし現に権力を有する人々が政党の結成を認めるなら……政党を結成することは権力者の皆さんの元来の意思であったのですから皆さんが政党を結成されるなら、我々の民主主義度はさらに30パーセントが加わり70パーセントに達する。我々の民主主義は円滑にみごとに運用されるのです。私たちが真の民主主義を得ることができるのは我国の教育水準が一定のレベルを超えたとき、すなわち人民の75パーセント以上が教育を受けたときです。私はその時になったら真の民主主義が達成できるものと考えます⁽⁷⁾。さらに続けて彼は戦時の現状において政党法を施行するタイミングの是非について次のように主張する。

「現在の問題としてもう一点が残っている。すなわち、政党結成の時機に達したか否かという問題である。この点は私は時機にすでに達した、遠の昔に達していた、憲法が成立した時点からすでにその時機に達していたと申し上げたい。今日までそれが遅れたということは必要以上に遅れすぎたというわけではない。今日までは政党結成を開始してよい初期の時機の範囲内にあったといえるのである。というのは憲法と政党は一對のものであり、憲法があるなら政党も存在しなければならないのである。また、立憲革命の志士の意図を分析してみるとこれらの志士の諸賢も現在がその時機であると判断なさっているものと思う。中途半端なものではない民主主義、真の民主主義を志士の方々は求めておられるのであると私は信じている。故に、タイ国が民主主義であるべき時機に達して10年以上経過しているのである⁽⁸⁾。」

上記政党法案を提出したプラヤー・ウィトゥンタムピネート（1894～1971）

は1917年から6年間官費によって米国に留学し法学修士を取得した法曹界のエリートで、30年には法制局長に就任し34年4月に同職より39歳の若さで退官。以後弁護士事務所を開くとともに37年から45年まで故郷ウタイターニー県選出の人民代表議会議員であった。彼は政党法案提出時には人民代表議会議副議長であった⁹⁾。

彼の法案提出時、タイは日本と同盟関係にあった。しかしそれは全く形骸化していた。クアン内閣も表面的には日本との友好を装ってはいたが、この内閣を支える国会内外の勢力は、自由タイ勢力、すなわち米、英、中の連合国との連絡と提携に国運をかけた勢力であった。それにクアン自身も言うように米軍のB29がタイの空襲に連日出現し戦争の勝敗の帰趨は明白となっていた¹⁰⁾時期であった。

このような状況下で民主主義の教師である米国を見習って政党を認めるべきであるという議論が国会で堂々と行われたのである。しかしこれは為政者にとっては決して好ましいものではなかった。というのはタイに対する同盟国日本の軍隊の増強が行われている中でタイ政府が宣戦布告している米国を讃えるものであったからである。日本軍のタイに対する不信は既に極度に高まっておりタイ政府は慎重でなければならなかった。

政党法案の趣旨説明ののちに直ちにクアン首相が発言したが、その要旨は次のとおりであった。

「外国の教科書や理論について長々とレクチャーして頂いたが、これらの原則は否定しない。民主主義としてワンセットでそろえるべきものはそろえるべきである。洋服を着ればネクタイもクツも一緒にしなければならない。我々は我々が学んだ先生の国をそのまま真似なければならない。今、我々には憲法はあるが政党は欠けている。

しかし論者が強調する外国にそっくり学べという主張に関してみれば、現在外国でも政党活動は戦争のため一時的に停止し国内のユニティのために一つとなっている。この状態は現在の我々と同じことではないか。

政党をつくるとすれば全ての政党は民主主義の原則では主張は一致してい

るが、経済政策についてのちがいで分れることとなろう。

しかし戦時である今日、我々が自ら経済政策を自由にできる余地があろうか¹⁰、経済政策にちがいが出せない以上、政党間のちがいは生じえず、政党の存在も無意味である。

政府が反対といってしまうれば政府は議員の多数派を握っているのでこの法案は成立しまい。しかし自分はそうは言はない。この法案の判断は議会に任せたい¹⁰。」

クアン首相の発言は「民主主義の完全な姿」には憲法とともに政党が不可欠であることを認め、原則的には政党の存在を是認したものであった。彼はタイの特殊性をもち出して政党に反対することはせず、アメリカなど民主主義の教師の国に全てを学び全てを採り入れるべきであるという民主主義の普遍性の立場に立っていた。これは1958年のサリット革命以後、タイの軍部や権力者が、アジア・アフリカのいくつかの国における特殊性を強調した「民主主義」論に学んで「タイ式民主主義」を採用したと大きく異なる点である。

クアンが理解し、タイに実現しようとする民主主義は欧米のモデルそのものであったが、その不可欠の一部である政党については教師の国も戦時で一時的に政党間の競争を停止しているから、タイも今は政党の準備期として戦後に政党をつくる方が教師に学ぶことになるかと彼は主張するのである。

クアンの演説に対し提案者のプラヤー・ウィトゥンタムピネートは「私は政党は存在すべきであるという首相の意図に合致した提案をしているのに首相は賛成でないかのような言い方をしている。これでは首相のいう民主主義とはどのようなものなのか、政党の方法によるものなのか否かという疑問を生じさせる。首相の演説の意味は政党が存在することに反対するということなのに、全面的に政党の存在には賛成する、しかし戦後にとっている。

立憲革命を起した人民党の人々は政党の存在しない民主主義を建設しようと意図したのであろうか。これは人民党の意図とは異なると思う。人民党は文明国と同様の真の民主主義を意図したものと信じている。

権力をもつ政府は自分たちで政党をもっても何も違法とされないが、民間人が政党を結成すると刑法第104条の内乱罪で処罰されるので結成できない。実際には政党は一つ存在している、しかしそれは民主主義でも憲法の意図するところでもない⁹³。」と反論した。

クアン内閣は、自らを民主主義であると主張しているがそれとは裏腹に民主主義体制とは不可分の複数政党間の自由な競争を認めず立憲革命を指導した人民党閥という一つの閥によって支えられ、この閥に対抗する勢力の存在を許さない政権であるという批判は従来から人民党閥を批判する国会議員の常套的論法であった。この論法は1939年における政党法案審議時にもしばしば用いられた。この経緯よりみれば39年政党法案提出者ティアン・シリカンなどは当然、新政党法案に賛成すべきものと考えられるが、実際はティアン、トーンイン・プーリパット、チャムローン・ダーオルアンなど国会内に東北タイ党ともいわれるグループを結成していた人々は政党法案に反対した⁹⁴。ティアンの反対の論拠は政党活動には資金を要するが、戦時の現在、政党に外国の資金が入ってくる危険性がある、政党よりも国家の存続安全の方がより重要であるというものであった。彼の主張はタイに憲兵網をはりめぐらして政治家の動静をフォローし、タイ字紙（『カーオパーブ』）中国紙（『中報原』）などのマスコミを持ち、その上にタイ国内に膨大な数の軍人と軍費を有する日本軍が、政党への援助を通じてタイ政界にも自己の勢力を養う可能性を示唆したものであった。ティアンの危惧はきわめて現実性の高いものであり、クアン首相もティアンの見解に賛意を表した。

ティアンらの東北タイ議員グループはクアン内閣を支える自由タイ勢力の一部であった。

政党法反対者として8名の議員が演説した。この8名の内訳は2名の東北タイ議員グループのほかに、クアン内閣の3名の大臣秘書官、国会議長、その他2名であり彼らは全員が戦時という時機が不適切であることを理由とした。この時機という理由に他の反対理由を加えた者としては、たとえば、国会議長のプラヤー・マナワラーチャセーウィーは自らを立憲革命当初よりの

人民党の協力者であると公言したうえで、自分はプリディー現摂政によって1932年に選ばれた32年憲法起草委員の1人であったが、その時のプリディーの意図は政党を段階的に発展させることであった、すなわち Non party organization の憲法協会をつくり立憲思想を普及し、ついで local party organization をみとめて人民代表議会選挙時に地方レベルの政党の競争をみとめるという計画をプリディーはもっていた⁸⁵と述べた。彼はクアン内閣のキャビネットメーカーとして今を時めくプリディー摂政の意図を援用して即時の政党結成を認めることに反対した。別の2人の反対者は反対の論拠として政党が議員の行動の自由を拘束するという理由を加え、1人は現在の経済苦境時に政党を認めれば共産党が進出すると反対⁸⁶し、他の1人は後者の主張とともに、憲法は結社の自由を認めているから何も政党法を必要としない、勇敢な議員が自ら政党を結成すればよいと主張した。

一方、政党法案の賛成演説をした議員は提案者を含めて8名であり、彼らは「民主主義の完全なる姿」を強調し、ある者はタイ政治の教師である外国でも戦時で政党活動は停止していると首相はいうがアメリカでは政党そのものは存在しているのではないかと反論した。また、8名中2名はもし戦時で不都合というなら政党法中に経過規定を加え戦後政党の結成を認めることにすればいいのではないかと主張した。

国会における政党法案の第1読会の審議は1944年11月30日、12月5日、12月7日の3日間にわたった。採決の結果、賛成28、反対54で同法案は否決された。

第2節 戦後の政党結成

戦後、自由タイ運動の米国における指導者であったセーニーがプリディーによって首相に迎えられた。1945年10月15日にセーニー内閣は38年11月の総選挙以来任期延長により8年間在任した人民代表議会を解散した。こののち

46年1月6日の第4回総選挙に向けて政党法が未だ存在していないことに顧慮することなく次々に公然と政党が結成される。その第1号は進歩党で、45年11月8日にククリット・プラモートを党首として選挙に立候補するために仮事務所を開いた。同党はピブーン内閣時代に政党思想の啓蒙書を出版したこともある同政権時代の政治犯ニミットモンコン・ナワラット¹⁰⁸を編集長として『進歩党報 (News of the Progressive Party)』を出版した。その第1号¹⁰⁹は同党の6大政策として

- (1) 真の民主主義の統治体制にする、すなわち政府が人民の意思に応じて武力の行使を伴うことなく政権交代できること、
- (2) 農業を科学技術と農民の省力と生産性増大に役立つ機械とを用いて振興する、
- (3) 国内の自給を最大限に高める、すなわち、国内で生産可能な全商品の生産を振興する、
- (4) 公務員、従業員、労働者の生活水準をそれぞれの分に応じて改善する、
- (5) 全国の強盗を撲滅する方法を改善する、
- (6) 国際連合の原則に合致する外交政策を実施する、

を挙げた。これらは戦中戦後の経済的困難を反映した政策が中心であった。

同誌の中で「ククリット——時を待とうとしない政治家」と題した記事は、「ククリットはバンコクから選挙に立候補しようとしている。同時に選挙に立候補しようとしているククリットの同志は約50名いる。ククリットは公然と自分は現在政党を結成中であると今回はじめて公表した。これはこの国において政党の存在する統治体制の確立への動きがあまりに遅いことにククリットが不満を表明したといえるかもしれない。

政党の問題は何年間も議論されてきたが、ほとんど何の進展もなかった。政党を公認しようとする法案が2回も国会で否決された(政党法案は1935年、39年、44年国会で審議され否決されたのは39年、44年の2回、35年は採決せず政府預りとなった——村嶋)。国会の中には名前とはにかく実際の行動においては明白に政党が存在していたにも拘らず。

当面の問題は政党を結成することは合法か否かということである。政党が好きな人は合法的にできると言うし、嫌いな人は政党の結成は違法であり、できないと言う。政党が登録できるか否かは可能性が各々半分ずつである。ある人々は一般の協会が結成できるのに政治的協会は結成できないという理由はないと主張する。これは考慮を要する問題であるし論争しても結論がでる問題でもない。

しかしククリットは実質のない法律面の問題が一掃されるまで何もせずに待っているというタイプの人物ではない。ククリットは動きの遅い外交家でもなく試しにやってみる政治家でもない。ククリットは政治と自らの政党結成とに真剣である。ククリットが法律上の障害をのり越えられるかが見ものである……。」と論じている。

ククリットが政党を公認する法律が存在しないにも拘らず、勇敢に結成を発表した進歩党は、選挙戦を政党の名の下に戦う政党としてはタイで最初の政党となった。

いうまでもなく進歩党の前にも立憲革命を挙行した人民党が存在し、革命後の国会でもいくつかの政党結成の試みは存在した。また、進歩党が結成された当時にも中国人が主要なメンバーではあるが共産党も活動していた。タイにおける共産党の活動は1920年代半ばにさかのぼることができる⁹⁹。

進歩党結成のあとに続いたのは共生党、もしくは協同党とも訳すべきサハチーブ党の結成である。同党は2つの流れが合流して1946年初に結成された。

そのひとつはタイ人の中の共産主義者グループとでも言うべき人々の集りである。彼らは弁護士や新聞記者を業とする5人、すなわち、ファク・ナ・ソクラー、ティアンタイ・アピチャートブット、チンダー・パントゥムチンダー、ワート・スントンチャーマラ、タワット・ルティデートであり、1945年初めよりファクの弁護士事務所に集まり、戦争が終われば政党を結成しようと合意していた。彼らの1人でフランス語からルソーの政治論を訳しタイで紹介したチンダーが後に作成した謄写版の『サハチーブ』によれば彼ら5人はイギリスの労働党やドイツの社民党のような穏やかな左派の政策をもつ

た政党を構想していた。しかしチンダーの記述は必ずしも正確とは言えない。それはファクはその後タイ共産党の有力者となっていること、ワートは自らを公然とコミニストであると公表した最初のタイ人である事実⁸¹があるからである。

もうひとつの流れは国会議員のグループである。その中心となったのは1944年政党法審議時には戦争中であり政党を通じて日本の介入がありうることを危惧して政党法に反対した東北タイ議員グループを中心とした議員であった。これらの議員としてはトーンイン、ティアン、チャムローン、タウィン・ウドンなどの東北タイグループの他にトーン・カンタータム、チット・ウエートプラシット、ケーオ・シンハタチェン、クン・ウィリヤホーンハーウラの議員であった。後の4議員はクアン内閣時代の大臣秘書官であった。この議員グループも穏やかな左派の政策をもっていた。

2つの流れは各々互いに連絡もなく成立したものであった。そしてそれぞれが自由タイ運動の成功で今や政界の元老となったプリディー・パノムヨンに政党結成について相談したとき、プリディーは両者は共通のイデオロギーを有するからひとつの政党となるようにアドバイスした。さらにプリディーは誕生するはずの政党のために基本となる政策も定めてやった⁸²。サハチープという党名は後に大僧上となったチャオクン・プラタムマプラモーク僧が頼まれて考案した。同党の党首にはプリディーの側近のドゥアン・ブンナークが就任し、副党首はトーンイン、書記長はタウィン・ウドン、ティアンタイが副書記長、王族のモームチャオ・サコンが顧問に就いた。

サハチープ結成の動きはすでに1945年11月24日のタイマイ紙で報じられている。その記事の見出しは「サハチープおよび進歩の名：選挙立候補を応援する人有り、政党法が成立すれば直ちに登録」となっており、「ククリット・プラモートが発起人である進歩党のほかに東北タイの国会議員たちが……団結してサハチープ党を支持することが明らかになった。……両党ともにそれぞれの党の名の下に国会議員選挙に20県以上で立候補をたてる……」と報じている⁸³。

この記事からも明らかなように両党は1945年10月15日に国会が解散されたのち46年1月6日に実施される第4回選挙に向けて結成されたものであった。

しかし、1月6日の選挙は、政党間の競争を中心として展開される選挙とはならなかった。進歩党はバンコク・トンブリー地区からはわずか3名しか立候補せず、当選したのはククリットとソー・セータブットの2名にすぎなかった⁹⁰。バンコク第1区から立候補したタウィー・タウエーティクンは1945年12月18日のインタビューで人民党（プラチャーチョン）を結成する計画のあることを公表しているが⁹¹、この選挙では政党名を出して戦ったわけではない。サハチープも党として共同の選挙キャンペーンを行ったわけではなかった。議員候補者の多くは従来どおり無所属で立候補した。クアン元首相も初めて選挙に立候補（無所属）し、首都民衆の圧倒的支持を受けた。

国会議員間の政党派の違いによる対立は総選挙後の組閣をめぐる初めて鮮明なものとなってくる。選挙後当選議員の多くはプリディーを首相に推すが、プリディーは固辞した⁹²。プリディーは話の通じ易いディレーク元外相を首相候補に推し、サハチープ・グループにディレークを支持するように求めた。トーンイン以下のサハチープは議員の多数派工作を開始した。これに対しサハチープと対立する進歩党のククリットや進歩党ではないがリエン・チャイヤカーン、チャムローン・タナソーポン、チョート・クムパン等の有力議員らはクアンを首相候補に担いだ⁹³。1946年1月30日の人民代表議会議員の議員懇談会の結果、クアンは80票の支持を得て65票のディレークを下して首相に選ばれた⁹⁴。

この首相候補選出過程でサハチープ党とそれに対立する政党が明確化し、これとともに人民党閥の文民派として結束してきたプリディーとクアンとの間にも亀裂が明らかとなった。プリディーは「今回のクアンの組閣に当っては全く意見を出さなかったし、個々の大臣候補者について賛成反対の意見も全く言わなかった。」⁹⁵と語り両者の間の協力関係が全く絶えたことを示唆した。

野党となったサハチープ党は国会に「国民の消費支出保護法」案を提出し

た。

クアン内閣は、クアン自身の反対にも拘わらず「国民の消費支出保護法」案が3月18日に国会の第一読会を賛成65反対63で通過すると直ちに総辞職した。

同法案はトーンイン・プーリパット議員が提案したもので、3月14日の国会に上呈された。法案の提案主旨は「国民の生活支出が増大し農民や労働者、下級官吏など低所得者が圧迫されている。その原因は公共のことを考えない商人が好き勝手に価格を上げて暴利をほしいままにしようとするからである。このため貧富の格差は一層拡大し道徳は乱れ犯罪が増大している。」⁸⁰というものであった。

同法案は物価統制の方法として大臣任命による6人以上の委員からなる中央委員会、県知事任命による4人以上の委員からなる県委員会、さらに郡委員会を設け、税法上の商業もしくは運輸業を営んでいる者に15日以内に現在の適正販売価格を郡委員会に届け出る義務を課し、ここで届け出た価格は国民に広く公示し商人にこの価格で販売することを義務づけた。また生鮮食品についても郡委員会は県委員会の承認をえて基準価格を定めることができることとした。商人が値上げをする場合は郡委員会の許可を要し一方、国民は100名以上の連名で郡委員会に値下げ命令を出すよう申請できることとした。また中央委員会は物価を公定できる権限を有した。

この法案に対し交通大臣や商務大臣を歴任し、戦時の苦しい経済運営を身をもって担当した経済通のクアン首相は、この法案が現実的ではなくかえって混乱を生じさせると反対した。しかし3月18日の国会でこの法案は第一読会を通過したのである。

クアン首相が総辞職するとその後の国会の対応は早かった。3月21日に、第2種議員（当時未だ1932年憲法施行中で議員数の半数は第2種議員と称される任命議員であった）の1人チャムラット・スワンナチーブが多忙を理由に議員を辞任した。それによって議席の空席がつくられ、その席に即日プリディー元摂政が任じられた⁸¹。プリディーは1945年末に成人に達した国王がスイス

から帰国したので摂政職が不要となり摂政の任を離れていた。タイを敗戦国になることから救った自由タイのリーダーである彼は45年12月7日のセーニー内閣の決定をうけて国王から「元老」の称号を下賜されタイ政界に圧倒的影響力を保持していた。プリディーが第2種議員に任じられたのは、首相の要件として、人民代表議會議員であることが憲法に規定されているためであった。

プリディーが議員に任じられた当日である3月21日、国会は176名というほとんど全員の議員が出席した議員懇談会によって首相候補者を選定した。プリディーが議員多数派の支持を得た。しかしプリディー首相案に異を唱えなかった者がいかなかったわけではない。駐米公使としてアメリカで自由タイ運動を起し、戦後プリディーによって首相に迎えられたセーニー・プラモートが自らを首相に自薦したためである。セーニーは第二次クアン内閣に先立つ内閣の首相として45年9月17日から第4回総選挙後の1月末まで戦後の外交の最も困難な時期の政権を担当していた。投票の結果プリディーは116票、セーニーは38票を得た⁵³。

プリディーは3月24日国王より首相に任じられ、同時にすでに候補者が決められていた各閣僚も任命された。3月25日プリディー内閣は国会で所信表明を行い、採決の結果ククリットら3名は反対、クアンとセーニーは棄権した⁵⁴。

クアン内閣不信任に等しい効果をもたらした法案の提出者がプリディーの指導下にある前述サハチープの幹部トーンインであり、その後のプリディーが首相に任じられるまでの経緯をみると、この政変は国会内のプリディー派が推進したものであることは明らかであった。

プリディーに首相の座を奪われたクアンを担いだ国会議員のククリット、ブラシット・チューピニット、リエンら20名は4月6日集会し民主党を創立することで合意した。翌日彼らはセーニーにも入党を勧誘した。セーニーはクアンも加えることを助言した。その結果クアンを党首、セーニーを副党首とする民主党が野党として成立した⁵⁵。

戦後半余年りにして戦中には共に協力した自由タイの幹部は相対立する政党に分かれて競争することとなった。

自由タイ組織は1945年9月26日のプリディーの解散宣言ですでに解消していた。プリディーは自由タイの軍隊を前にして解散宣言演説で次のように語っていた。

「我々の今回の行動は政党を結成したものではない。我国を1941年12月8日以前の地位に戻すために協力して活動したのみである。

セーニーは外国でタイ国民を代表する役割を務めたが、外国で協力する組織や個人を自由タイと称する必要があった。というのは当時、外国はタイは日本の占領下にあると理解していたからである。自由タイの意味は自由で従属しないタイ、もしくは自国が独立国であることを求める全てのタイ人ということであり、外国にいる者の活動を外国に保証させるためにこの名称が必要であったのである。決して政党ではないのである。

一方、国内の抗日組織は当初は特別の名称はなかった。1941年12月8日以来、抗日活動への勧誘では日本に抵抗しタイ国内から追放するという目的を説いて勧誘した。国内と国外との組織が連絡可能となった後半では、外国人の機関から私に宛てた文書では国内外のタイ人の活動協力機関を Free Siamese Movement もしくは自由タイ運動と名づけていた。これは容認してもいいニックネームである。私も外国との連絡に自由タイ運動組織というこの名称を用いることにした。これからも明白にわかるように政党ではないのである。

今回の活動の目的は上述のように限られたものであり、その必要も消滅した、すなわち平静の状態が回復したのであるからこの組織は消滅する。そして我々の記憶となって残るものは、ともに国家民族のために奉仕したという個人間の友情である。この組織を政党に変える考えはない⁹⁸。」

この演説にあるようにともに自由タイ運動により結びつき私的友情を育んだ議員グループがプリディーを支援していたが、それは自由タイの全てではなかった。自由タイの国外代表のセーニーはプリディーの政敵と化していた

からである。クアンを党首としセーニーを副党首、ククリットを書記長とする民主党は、党史では1946年4月6日を創党の日としている⁸⁹。

プリディー内閣の下で1946年5月9日前年後半より起草されていた新憲法が公布された。この憲法は政党結社の自由を明記していた。

この憲法施行の日である1946年5月10日を以って新たに憲法フロント(Neo Ratthathanun)が創立された。この党ではプリディー現内閣の主要閣僚であるルアン・ナルベートマーニット工業相、チュアン・チャウェーンサクソクラーム内務相、ディレーク・チャイヤナム外相、グリーン・デーチャーティウォン商相や閣僚ではないがルアン・タムロンナーワーサワットらが中心メンバーであった。この顔触れからわかるように新党は32年立憲革命を遂行し、その後権力を独占してきた人民党閥の人々の党であった。彼らの多くは任命議員である人民代表議会の第2種議員でもあったので、この党は新憲法によって廃止された第2種議員の党ということもできる。これらの人々は政党法の未制定を理由として政党の自由な結成および活動に反対してきたこともあって政党結社の自由を公認した新憲法施行の日をもって立党の日とした。この党の政策として憲法と人民党の6原則を堅持すると言っていることから同党の人民党閥との連続性は明らかであった⁹⁰。

新憲法は二院制をとっており、国民の直接投票による下院とともに下院議員の投票によって選出される上院を設けた。上院議員の選挙は5月24日実施されたが、この選挙では憲法フロントが80議席中52議席を、サハチーブ党が22議席を獲得し、その他にイサラ党1議席、無所属5議席であった。民主党からの立候補者もあったが1人も当選できなかった。

上院議員選挙結果を明白な政党の色分けで示すことができるように、この選挙は間接選挙ではあるがタイにおける最初の政党単位の選挙であった。1月6日の総選挙では進歩党のように政党としての政策をにかけて選挙に臨んだ政党もあったが、それは少数派であり、大部分の議員は政党を表に出すことをしなかった。ところがこの上院選挙を通じて下院議員(人民代表議員)の政党所属は明白となり、96名中民主党35名、サハチーブ党33名、憲法フロン

ト4名、イサラ党14名、無所属等10名に分類できるようになった。サハチープはプリディー内閣の文部相であるドゥアン・ブンナークを党首として、憲法フロントと同じ時期に生じたイサラ党は同じくプリディー内閣の副蔵相ウチット・ルリターノンを党首としていた。プリディー内閣はサハチープに加え5月以後憲法フロントおよびイサラ党の計3党を与党とすることになったのである。

新憲法公布後プリディー内閣は総辞職したが、再び議会多数の支持を得て組閣した。

1946年6月20日、下院議院に同内閣の商務相秘書官であるドゥシット・ブンナタム議員が提案した政党法案が上呈され審議された。新憲法は政党結社の自由を明記していたが、政党法がなければ政党は非合法という有権的解釈が長らく続いてきたため議員は政党法により政党の公認を確実なものとしておこうとしたのである⁸⁹。彼はサハチープ・グループに属しこの提案も同党の支持を得て提出された。これまでの政党法案が政党の存在しない議会で審議されたのに比し今回はすでに政党が生まれ政党間の競争が生じている状況下での提案であった。ドゥシットは提案理由を次のように説明した。

「民主主義体制は公然とした政府批判あるいは政府に反対する機会を開くものである。政府批判や政府に反対するための最も効果的場所は議会である。

タイの議会には従来グループとしての政府批判や政府への反対の活動は存在しなかった。議員は one man party であった。しかしこのところの議会では議員が公然とグループを結成し、新聞はこれらを政党やフロントと称している。

これらのグループの存立のためには法制面の現状は十分ではないので、本法によってこれらのグループを合法的なものとした。……新憲法は政党結社の自由を明記している。しかし結社の自由を有するといっても政党をどのように組織すべきかを定めた法律は存在していない。長らく民主主義体制をとってきたイギリスのような国では政党の登録は普通の協会の登記と同一であるが、我国の政党の組織化は始まったばかりなので特別な立法が必要である⁹⁰。」

彼の提案した政党法案は、政党に同法に基く登録を義務づけ、登録されない政党の活動は違法として処罰されること、党執行委員のうち5名以上は下院議員であること、検察官、政党登録官、党員の申請により裁判所の判決で政党を解散できることなどを骨子としていた。

この法案の骨子にみるように、政党は議員中心に発想されており議員政党として構想されていた。また政党結成の自由を制度的に保障するというよりも政党の結成に対する規制法的色彩を色濃くもっていた。

この法案に対してプリディー首相は新憲法が政党結社の自由を認めているので政府としては政党法を拒否できないと発言し、政党法案を支持した⁴⁰。

賛成反対各々4名の議員が演説した。反対者の1人は政党法の罰則が厳しすぎることかつ政党があるとかえって政治が混乱することを反対理由とし、他の2人の反対者も今は平穩に国づくりに励む時期なのに現在でもすでに人々は政党間の争いに十分に頭の痛い思いをしている、もし政党が公認されれば一層政争が激化するばかりであるから今は政党を認める時期ではないと考えると発言し、最後の1人は政党法はなくとも政党は認められるはずであることかつタイ人の投票行動は人物本位の投票であるから政党の意味は少ないと反対した。

政党法案の第一読会の審議は1日で終了し採決の結果、賛成35、反対5で第二読会へと回された。

すでに政党が存在している国会での政党法案審議においては、従来にみられなかった政党反対理由が、上記のように政党に属していない議員から相当強力に主張された。彼らは抽象的に政党の是非を論じるのではなく、「政党のない時代は新聞もひとつにまとまっていたが、政党が生じて新聞界も分裂した。議員も違った政党に属していると挨拶もしなくなった⁴⁰。」という政党間の激しい政争の現実を指摘し始まったばかりの政党政治のマイナス面を強調した。

政府とこれを批判攻撃する野党民主党との対立は1946年8月5日に実施された選挙でも顕著に示された。この選挙は新憲法施行により旧来の任命制の

第2種議員制が廃止され、民選の下院議員数が倍増したために実施された補充選挙であるが、全国で実施され総選挙に等しい大選挙であった。

第3節 1946年8月選挙と与野党対立

1946年5月29日の閣議は新憲法施行に伴う議員増を審議し、全国47県における補充選挙を8月5日に実施することを決定し公示した。この選挙に向けて与野党ともに準備を開始したが、ちょうどその間の46年6月9日に8世王の死亡事件が生じた。国王死亡事件は野党民主党にとってプリディー内閣を攻撃する恰好の材料を提供した。

リエン・チャイヤカーンは、国王死亡事件におけるプリディー内閣の関与を示唆するデマを怪文書で多量に流し7月5日速補された⁴⁰。

野党民主党は大演説会を開いて国王死亡に関して政府を中傷攻撃するという新手的選挙キャンペーン方法を用いた。クアン・アパイウォン、セーニー・プラモート、ククリット・プラモート、チョート・クムパンなどの名だたる弁士の演説は多数の聴衆を集めた。演説を重視し、その内容は政策論争ではなく政府の主要人物への中傷非難という選挙キャンペーンスタイルはこの選挙戦で生まれ、以後今日まで続くタイにおける基本的選挙キャンペーンスタイルとなった。

選挙演説における政府攻撃に対しプリディー政府は強権を以って臨んだ。

7月15日バンコクで民主党から立候補したチョート・クムパンが「立憲革命により民主主義となって10年以上たつのに我々は真の民主主義をもつことができない。国王死亡事件について発言することは禁止、新聞に載せることも禁止、加えて新聞のセンサーまでやっている。さらに政府は上院という新手的のものを作ってそこに第2種議員、すなわち人民党閥を入れた⁴¹。」などと演説したのに対し、政府はこの演説の内容は現政府は民主主義ではないという誤信を聴衆に与える内容をもっているとして8月5日彼を速補した。そし

て10月17日には内乱罪で起訴した⁴⁰。

選挙管理責任者として本来中立公平を旨とすべき政府は、民主党の攻撃に対して政府機構、とりわけ内務省の行政機構を動員して反撃した。内務省は県知事、郡長、村長のラインを用い、村長(ガムナン、プーヤイバーン)に民衆を集めて民主党の政府非難に反撃して説明することを命じ、また村長のいないバンコクでも内務省管轄下の小学校教師などを用いて彼らに反民主党の活動を命じた。また公営ラジオ放送を用いて民主党批判の声明を放送させた。

政府による官僚機構、軍隊等を利用した一党派への支援、および政府の監督下にあるラジオ(今日ではテレビも)などのマスコミを政府のために偏向的に政治利用するやり方は、タイ政治において今日に至るまでの基本的パターンである。

政府による大干渉選挙を最もよく示しているのは内務大臣から各県に対し7月29日付で出された「民衆が一部人士の宣伝に騙されないように村長に説明させるため村長(ガムナン、プーヤイバーン)の会議を召集する件」の第207/2489号命令である。この命令の中でトゥアン内務大臣は村長に次のような説明を民衆に対してするように求めている。以下長文であるが、引用する。

「今回の選挙において民主党と称する一部立候補者およびその支援者が選挙の機会を悪用して人民に政府に対する侮辱と反抗心を生じさせるために虚言を弄して人民を惑わしている。

選挙に立候補した者が事実または自己の考えにそって自らの優れた点を礼儀正しく人民に宣伝することは当然である。しかし政府を誹謗中傷する宣伝はなし得ない。それは違法行為である。政府とは国家の機関であり人民の幸福のために設置された人民を代表する機関である。故に政府を中傷することはどのような国においても違法なのである。

民主主義の母国における選挙の宣伝は民主党の一部人士が行っているようなやり方をとらない。選挙は民間人対民間人の競争であり、政府が民間人の敵となるとか、民間人が政府の敵となることはないのである。

政府に敵対する民間人が政府を破壊しようとするればそれは犯罪人そのもの

であり、法律上違法なのである。現政府は当初より我慢忍耐を重ね、穏便な方法をとろうと努めてきた。しかし自らを民主党と称する連中はかえって思い上り自らもしくは自党に投票させるために人民を虚偽の宣伝で惑わしている。調査によれば民主党が人民を欺き誤解させようとしている点は次の諸点である。

1. 上院を良くないものと攻撃しこれを設けたのは政府であると非難している。しかし事實は、新憲法の中に上院を設けることは当時の全ての人民代表議会議員の賛成を得たものである。新憲法の公布は議会のほぼ全員一致の支持を得たのである。反対者はわずか1名、その人物は第2種議員であった。棄権者は4名であった。民主党のメンバーである議員は全員本憲法に賛成した。これは議会議事録をみれば明白である。

現憲法施行後、憲法に規定する機関および委員会の手によって上院議員選挙が実施された。民主党も自党のメンバーのみからなる候補者リストを作成しその選挙に参加したが、敗北してしまった。民主党の候補者リストから上院議員の当選者がなかったのは人民代表議会議員の多くが同リストに票を投じなかったからである。上院に誰も民主党員が当選しなかったので、あとになって民主党の連中はこれを恨んで人民に上院と上院議員を嫌わせるような宣伝をしている。これは礼儀と道徳に大きく反する行為である。加えてそのような言い方は憲法の方法に反するので発言者は非民主主義者という名を得るのである。

2. 政府が立憲革命の志士(旧人民党グループのこと——村鳴)を支援しているとの非難。そのような非難は民主党の一部が立憲革命の志士を憎悪しているから生じるのである。彼らのうち政治犯であった者は恩赦を受けたにもかかわらず、その一部の者は憎悪と復讐の念を捨て去っていないからである。彼らが政治犯となった原因は1933年に生じた内乱に元を發している。これは現政府とは関係ない異なる時代の話である。ある人は礼儀作法にかない道義を弁えているが、ある人々はそれを知らない。しかも彼らがやったこと(内乱——村鳴)は国王に対する忠誠心からではなく私的利益を期待してのこと

であった。どうか人民諸氏は慎重に考え彼らのかつての経歴をよく調べて欲しい。そうして、彼らの実態と行動とをよく理解して欲しい。人民は立憲革命の志士に関して政府を中傷する彼らの言辞に惑わされるべきではない。立憲革命の志士は民族国家への真の善意から革命を起こしたのであるから。

3. 抗日の自由タイおよび国内に潜入した自由タイの支援においていくつかの欠陥もしくは不適切な行為があったとして政府を非難することは全く根拠のないことである。事実は政府は欠点のある行為は全くしておらず、現在明白なように国家の利益になっているのである。それに現在民主党に加わっている一部の者は、抗日の時代に日本側についてもうけ、日本側から礼金をもらい金持となって選挙費用をいくらでも出せる連中である。ある者は終戦直後には未だ戦争が終ってほしくないと言っていたほどである。というのは商売が赤字になるし日本のスパイとしての利益もなくなるからである。故にこれらの連中の中傷に惑わされないように。

4. 政府が国王死亡事件について情報を閉していると非難し、この事件について種々、政府を中傷すること。事実は政府は何も隠してはおらず、委員会に本事件を公正に公開して調査することを求めている。これは政府が両院の議長、陸海空の将軍たち、高位の王族からなる調査委員会を設置し調査方法も人民の傍聴を認めていることから明らかである。人民の目前で調査するという方法はタイ史上初の歴史的イベントといえるものである。これをどうして政府は隠していると非難できようか、プーミポン国王および王母は委員会に対して、死亡された前国王が政府と対立していたり政府に不満をもっておられたことは一切ないと証言されている。政府は前国王に対して忠実であり全て御意にかなうように行動した。死亡された国王が成人に達せられた時、現政府の内閣総理大臣は摂政であったが国王が御帰国になり王事を自らなさるよう求めた。彼（摂政——村嶋）は国家元首という職務を続けて権力を把握しようとする意思を持たなかったし、御帰国を妨害したこともなかった。逆に御帰国を促し王権を国王に返上したのである。

それに多くのタイ人に周知のことであるが国王が外国に御滞在時に、王座

に対し悪事をなそうと意図した者があったが、摂政であった現在の総理大臣は危険をも顧みず王座を安全に守ったのである。その当時このような危険を敢えて冒す者はいなかった。逆に時の権力者（ピブーンのこと——村嶋）に諂い追従する者ばかりであった。

現政府は民主党の一部が、崇敬すべき国王を政治上の手段として用いることを遺憾とする。前国王が存命のとき、民主党の会議では時々、国王がこのように仰せられたと隠れて言う者があった。たとえば本年5月23日の民主党の会議において、上院議員立候補者で民主党の会議に招かれた人々ならその日の民主党の会議で誰が王名を語って発言したかをよくご記憶であろう。本当は国王は全く関知されておらぬことであった。国王は自らを中立に振舞われ、真の崇敬を受けておられた。加えて、国王がお隠れになるとさらに国王の死亡を政治的手段として利用している。お隠れになったその日から口コミ、電話、電報、新聞などによって人民を誤解させる虚偽の情報を流すことに努めている。この連中は国王に忠誠な連中ではなく、自らが偉くなるために、自党の議員を選挙で増すために国王を利用し利益を得ようとしている連中である。もし本当にこの連中が国王に忠誠であるのなら、国王が外国におられ、王座が何回か打撃をうけ、かつ王族がその結果を受けていたとき、国王に対して誰よりも忠誠であると今言っている民主党の連中はどうして危険を冒してその解決に当らなかったのか、一部の連中は当時あれこれやったと弁解しているがこれは全て虚偽である。人民諸氏よ信ずるなかれ。

5. 政府は何も人民を助けないという非難。民主党内の人物（クアンのこと——村嶋）がピブーン政権が強制したペッチャブーンでの強制労働、帽子やクツ着用の強制、檳榔の実を食べることの禁止などを中止しそれによって人民を苦しみから解放したというような自己賞讃をして人民を惑わしている。上記の人民の苦しみからの解放は当時の政変に起因しており、この政変（1944年7月のピブーン政権追放のこと——村嶋）の成功は現内閣総理大臣である当時の摂政と第1種第2種双方の人民代表議会議員の支持、それに軍部と文民との間の良好な協力によって達成されたものである。政府の交替を1人だけで

行うことなど不可能なことである。とくに当時の政権を交替させることは1人でできるものではなかった。故に1人の人物だけを、マーク(檳榔)を食べることの禁止、帽子・クツを着用する強制などからの人民の解放者だと賞讃する虚言を弄することは事実を反し、道徳に欠け、政変の成功に貢献した人の功を奪うものである。

現政府は道徳倫理を堅持している。たとえば国家に功績のあった人の行いを隠すことなく、事実即してその人の善行を公表している。故に選挙立候補者あるいは支援者も倫理をもつべきである。自分がした善行は本当に貢献した範囲でのみしゃべるべきであり、自分だけの功績に全てを帰するため他の人を中傷するということはすべきではない。

6. 政府は自由を制限しているという非難。実際は現在新聞をセンサーしなければならない理由は依然非常事態の状態にあり、かつ民主党が法律の許す限度を越えて自由権を行使するためである。たとえば犯罪人の逮捕が行われた件について、ある人が明らかに事実を反する記事を新聞に掲載させようとすればタイ人の倫理道徳を害し、人民に虚偽の記事を事実と誤信させることになる。ある新聞は王威を損う可能性のある記事を載せることもある。

故に政府が行っていることは法律によって授權された範囲内のことであり、法律の限度をこえた自由の行使を生じさせないために止むを得ず実施せざるを得ない十分な理由のあることである。

現政府はその任に就いてわずか3カ月にすぎないが、農業面、消費物資の供給、その他いくつもの面で人民援助の実をあげた。公務員、政府の雇員、退職官吏、ガムナン、プーヤイバーン、村医に対しても生活の向上のため援助の道を求めている。仏教の僧侶への寄進を増し、イスラーム教、キリスト教を保持振興している。国際連合に無償で米を提供することを義務づけられたイギリスとの講和条約も改正して米は売却することに改めた。

人民に政府に関する部分について真実を正しく理解してもらうために人民の理解をただすことが必要である。故に各県は県庁の公務員に周知をはかるとともに、郡に命じて8月1日までに村長(ガムナン、プーヤイバーン)および

小学校教師を集合させ彼らに対しこの旨を説明させよ、さらに郡を通じて村長、小学校教師に命じ8月3日までに自分の管轄区域内の人民を集めさせ人民に本文書の主旨を説明させ本文書で述べたような虚偽や煽動のための宣伝を誤信しないように指導させよ。

上記の期限より早く集会できる地区では直ちに実行せよ。実行した場合はその成果を本大臣に至急報告せよ。

また政府を中傷する者を担当官憲に通報するように人民の協力を求め、担当官吏は法律に従い処断せよ。

トゥアン・ウィチャイカッタカ内務大臣代行⁴⁸

以上長文の内務大臣の207/2489号の命令に関して翌7月30日内務大臣は208/2489号の命令を出し、その中で207/2489で命じたことを厳格に各村々で実施させることを改めて念を押すとともに、207/2489の長文の印刷文を各村々に配布させた。

8月6日選挙の直前でのプリディー内閣の内務省組織を利用した大選挙干渉や、207/2489命令書に記された野党民主党の政府攻撃内容からみて、この選挙での与野党の激しい対立の実態は十分理解されよう。

選挙結果は82議席中与党の憲法フロント37議席、サハチープ23議席、イサラ党6議席、一方野党の民主党は15議席（ただし14議席の可能性もある——村嶋）にとどまった。1月6日の総選挙で当選していた議員も加えると178名の下院の政党所属はサハチープ党55もしくは56議席、憲法フロント41議席、イサラ党20議席、民主党49もしくは50議席、無所属13議席に分けられた。

この選挙後8月21日、プリディー内閣は総辞職した。この翌日プリディー与党の3党はルアン・タムロンを首相候補に決め、一方、野党の民主党はクアン・アパイウォンを候補者と決めた。上下両院合同会議における秘密投票の結果、ルアン・タムロンは133票、クアンは52票を得た。8月23日ルアン・タムロンは首相に任じられた。タムロン内閣は旧プリディー与党3党を基盤とした。プリディー政権が下院議員をほとんど閣僚に加えなかったのに比し、

タムロン内閣では18閣僚中11名が下院議員であり、タイにおける最初の本格的政党内閣ということができよう。同政権は1947年11月8日の軍事クーデタまで継続した。

第4節 政党の多党化傾向

タムロン内閣に対し唯一の野党である民主党のクアン党首は1947年5月15日に政府不信任の一般演説の動議を国会議長に提出した。その結果5月26日まで8日間連続して、国会で政府不信任演説が行われた。中でも政府の国王死亡事件の原因調査の進行の遅さが批判的となった。5月27日の採決では民主党は31票差で敗北した⁴⁹。野党による政府不信任案の提出と不信任演説は、これがタイ国会史上最初のケースであるが、こののち、与野党対立の中では野党が政府不信任案を国会の召集のたびに提出する慣行が成立した。

内閣不信任案否決後、5月28日タムロン内閣は内閣改造のため総辞職した。国会において次期首班の選考が行われた。5月29日の投票の結果、憲法フロント、サハチープ、イサラの支持を得たタムロンは139票、民主党のクアンは55票を獲得した。タムロンは再び従来の3党を与党として組閣した。

この首相候補者の選考において注目すべきことは従来の4党に加えタマーティパット(仏法を基礎とする意)党が出現したことである。同党はマンコン・プロームヨーティーを首相候補に立て少数の議員から支持を得た⁴⁹。同党はピブーン元首相の側近であるプラユーン少将、クン・ニラドンチャイらを主力としておりピブーン自身もこの党が自己の党であることを認めた。ピブーンは同党を彼の政界復帰の手段と考えていた⁴⁹。

さらに7月24日には民主党からリエンが他の15人の民主党議員とともに脱党し、さらに憲法フロント、サハチープからの計7議員を加えて新たに人民(プラチャーチョン)党を創立した。

リエンが民主党から離脱する直接の契機は1947年4月にディレーク議員が

辞職しそのあとの補欠選挙に民主党から立てる立候補者をめぐってチョート、スウィトラと激しく対立したことである。しかし創立されて1年余の歴史しかない民主党には党内リーダーシップをめぐってこれ以前より対立が存在していた⁴⁹。

リエンは新党は与野党に対し是々非々で対応すると発言したが、その後8月8日タムロン首相などを訪問し⁵⁰、また、クーデタ直前の11月にはタムロン内閣の総辞職を求めていること⁵¹などからみて政権に加わりたい議員が集まってバーゲニングを開始したものと解すべきである。

リエンは戦前の国会においては議場で新資料を公開して政府を追及する一方で政府と裏取引を行い、戦中は日本軍に接近して物品と交換で機密情報を渡した人物であるが、そのような彼の行動から考えても彼が閣僚ポストもしくは政治利権を求めて野党民主党を離れたとみてまちがいあるまい。

このように政党政治においてイデオロギーなどの原則や与野党間の相違は何ら重要性をもたず、政治ポストと政治的権益のために代議士が離合集散するというパターンは今日に至るまで一般的にタイ政党にみられるものであるが、これはタイでは政党政治が開始された直後から出現している。

タムロン内閣時代に生じた2つの政党、タマーティパットと人民党はその後、1947年11月8日の軍事クーデタを経て、48年4月にはピブーン首相の与党となっている。このことはタムロン首相時代からピブーン下の軍部はクーデタ後を見込んで政党づくりを行っていたことをうかがわせる。この点はタマーティパットはピブーン側近が中心となっているので明白であるし、人民党についても後年リエンは47年創立当初よりピブーンのためにつくったと回想している⁵²ことから明らかであろう。

軍部が軍の政治介入を議会方面から支えるために軍主導にて政党を組織することは今日に至るまでタイ政治の常態である。有力軍人政治家を支える目的のためのみに議員が集められその軍人の政界引退とともに消滅する政党は“特殊任務型(チャボキット)政党”といわれたりするが、このタイプに属する政党は今日まで多数生じている⁵³。タマーティパット党と人民党はその最

初のケースと叫ぶものである。

おわりに

本稿はタイ政治史上における政党政治の開始の時期である1944年から1947年11月8日クーデタまでの期間を対象として、この間における政党の発生と政党政治の展開について論述した。

1932年立憲革命により、西欧型議会制民主主義が建前上国是として採用されたにもかかわらず、立憲革命を実行し以後権力をほぼ独占してきた人民党閥は政党活動の公認には政党法の制定が必要条件であると主張し、しかもその制定には消極的であった。

政党の公認を求める国会議員は、1935年、39年、44年の3回にわたり政党法案を国会に提出した。本稿では44年の政党法案の国会審議について詳述したが、そこに示された政党論は欧米からの直輸入であり、西欧型議会制民主主義には政党は不可欠であるという議論であった。この法案は戦中の特殊事情もあって成立しなかった。

戦後になると政党法は未制定であるにもかかわらず選挙に向けて公然と政党が組織された。1946年5月に公布された新憲法は遅ればせながら政党結社の自由を明記した。

これまでの無政党の国会は、1946年初めには国会内にサハチープと進歩党系とが対立する国会に様変わりした。とりわけ同年4月の民主党の結成によって国会議員の政党別色分けは一層明確となった。

1946年中に行われた2つの選挙、すなわち5月の上院議員選挙、8月の全国規模での補欠選挙を通じて、国会内にはさらに憲法フロント、イサラ党が生まれた。議員の多くはどこかの政党に属することとなった。

サハチープ、憲法フロント、イサラの3与党、他方野党の民主党の与野党対立の政治は議会制民主主義下の政党政治のモデルからは相当の逸脱があっ

た。野党は国王怪死事件を政治利用して中傷デマも加えて政府を攻撃し、一方政府は野党の選挙活動を強権を発動して妨害した。タイ政治は政党政治の開始とともに国会を舞台とした激しい政争の時代に入ったのである。

1947年11月8日クーデタが間近になる47年に入ると、さらにピブーン系の2政党、すなわちクマーティパット党と人民（プラチャーチョン）党とが創設される。ともにクーデタ後のピブーン与党となる政党である。

1946年初めから開始されたタイ政党政治の47年の11月まで2年足らずの期間を概観すると、今日のタイ政党および政党政治の基本的特徴は、実はその当初から変化していないことが判明する。たとえば多くのタイ政党は政党の結成がイデオロギーによらず、パーソナルな人脈を基礎に行われ、しかもその結合は弱い。ある有力者の周りに議員が集合し、その有力者が政治ポストや権益を配分できる限りはひとつの政党のカサの下にいるが、その可能性がなくなると雲散霧消してしまう。これらは「特殊任務型政党」とも称されるがこの間に生じた政党の多くがこのタイプに属していたことは、民主党が今日まで紆余曲折を経ながらも例外的に存続している以外には、他の党は全て数年を経ずして消滅していることから明らかであろう。しかもその後今日までしばしば登場する軍の有力者による政党づくりもこの2年間において始まっている。

しかし政党間にイデオロギー、政策、支持基盤などにおいて差異が少ないということは、政党間には激しい政争が存在しないということではない。野党が内閣不信任のために全力を傾け、王室の政治利用なども含めて政府を非難中傷するという今日まで続く伝統はこの2年間に始まったということができるし、一方政府もその掌中にあるあらゆる手段、とくにマスコミ、官僚機構を通じて政府批判に対処するというのもこの時以来のものである。

本稿の対象とした期間に開始されたタイの政党政治の特徴は今日まで継続しているということができるのである。

〔注〕

- (1) 村嶋英治「タイ国の立憲体制初期における軍部と民主主義」(日本政治学会編『近代化過程における政軍関係』岩波書店、1990年)この論文に手を加えて英文で作成したものに Murashima Eiji, “Democracy and the Development of Political Parties in Thailand 1932—1945,” Eiji Murashima 他編, *The Making of Modern Thai Political Parties*, I. D. E. Joint Research Programme Series 第86号, アジア経済研究所, 1991年がある。
- (2) 村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換」(萩原宜之, 村嶋英治編『A S E A N諸国の政治体制』アジア経済研究所, 1987年所収)。
- (3) 「1944年臨時人民代表議会議事録」(タイ文, 未公刊) 1944年11月30日, 386, 503ページ。
- (4) 村嶋, 前掲論文「タイ国の立憲体制初期における軍部と民主主義」178ページ。
- (5) 「1944年臨時人民代表議会議事録」362~372ページ。
- (6) 同上議事録。
- (7) 同上議事録。
- (8) 同上議事録。
- (9) *Anuson Phya Vidura—Dharmababinet*, バンコク, 1971年。
- (10) 「1944年臨時人民代表議会議事録」503ページ。
- (11) 戦時においてタイ経済を通貨, 工業製品の供給, タイ製品の輸出, 合弁生産の強制などほとんどの面でコントロールしたのは日本でありタイ政府には経済政策を自由に行う余地はなかった。その一端は村嶋英治「日タイ同盟下の軍費交渉, 1941—1944」(東南アジア史学会編『東南アジア——歴史と文化第21号』山川出版社, 1992年)よりうかがうことができる。
- (12) 「1944年臨時人民代表議会議事録」373~379ページ。
- (13) 同上議事録, 394~395ページ。
- (14) 同上議事録, 468~469ページ。
- (15) 同上議事録, 387~389ページ。
- (16) 共産党の地下新聞 *Maha chon*, 1944年12月26日号も政党法審議にこのような議論があったことを紹介している。
- (17) 「1944年臨時人民代表議会議事録」458ページ。
- (18) 村嶋, 前掲論文「タイ国の立憲体制初期における軍部と民主主義」182ページ。
- (19) *Khao Phak Kaona*, 第1巻第1号, 1945年12月2日号。
- (20) 村嶋英治「タイ華僑の政治活動1925—1945」(近刊予定)
- (21) サハチーブ党の国会議員であり大臣も経験したチット・ウェーチャプラシット氏との筆者のインタビューによる(1982年)。

- (22) “Phak Sahachip” (mimeo.) 1 ページ。
- (23) *Thai Mai*, 1945年11月24日。
- (24) *Satcha*, 1946年1月9日。
- (25) *Mati Rat*, 1946年1月1日。
- (26) Prasert Patthamasukhon, *Ratthasapha Thai nai rop Sisip Song pi*, バンコク, 1974年。498ページ。および *Thai Mai*, 1946年1月26日。
- (27) Sawat Khamprakop, “Wiwatnakan haeng Phak Kanmuang nai Sayam,” *Phak Prachachon*, バンコク, 1951年, 22~23ページ。
- (28) 同上論文および *Thai Mai*, 1946年2月1日。
- (29) *Thai Mai*, 1946年2月3日。
- (30) 「1946年人民代表議会議事録」(タイ文, 未公刊) 1946年3月14日。
- (31) 同上議事録, 1946年3月21日。
- (32) *Thai Mai*, 1946年3月22日。
- (33) Sala Likhitkun (Kiat), *Phongsawadan Kanmuang*, バンコク, 1950年, 24~25ページ。
- (34) Sawat, 前掲論文, 24~25ページ。
- (35) NAT (National Archives of Thailand) Mo. To. 0201.2.1/46.
- (36) 村鳴, 前掲論文「タイにおける政治体制の周期的転換」142ページ。
- (37) *Thai Mai*, 1946年5月12日。
- (38) 政党法案は1946年3月7日の国会にてすでに政府に法案を起草させることが賛成67, 反対25で可決されていた。(*Thai Mai*, 1946年3月9日)。しかしクアン政権のその直後の総辞職により中絶したままとになっていた。
- (39) 「1946年人民代表議会(通常会)議事録」(タイ文, 未公刊) 1946年6月20日。
- (40) 同上議事録, 129ページ。
- (41) 同上議事録, 129~130ページ。
- (42) *Thai Mai*, 1946年7月9日。
- (43) *Thai Mai*, 1947年2月19日。
- (44) *Thai Mai*, 1946年10月19日。
- (45) NAT (National Archives of Thailand) Mo. To. 0201.2.1.25/5.
- (46) *Thai Mai*, 1947年5月16日, 27日, 28日。
- (47) *Thai Mai*, 1947年5月30日。
- (48) *Thai Mai*, 1947年8月2日。
- (49) Sawat, 前掲論文, 27~29ページ。
- (50) *Thai Mai*, 1949年8月9日。
- (51) Sawat, 前掲論文, 30ページ。
- (52) Chai Uboldetpracharak, *Chiwit Kan tosu Khong Nai Liang Chaiyakan*,

バンコク, 137ページ。

- (53) 1991年2月クーデタ後, 軍の主流派がつくった政党については, 村嶋英治「軍なしでは動かないタイの政党政治」(『世界週報』1992年6月30日号) 参照。